

令和4年

郡山市教育委員会

5月定例会議事録

令和4年 郡山市教育委員会5月定例会議事録

日 時 令和4年5月26日(木)午後3時00分

場 所 郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎5階)

出席委員 教 育 長 小 野 義 明 委 員 今 泉 玲 子
委 員 阿 部 晃 造 委 員 藤 田 浩 志
委 員 田 中 里 香

出席者 教育総務部長 寄 金 孝 一
学校教育部長 嶋 忠 夫
教育総務部次長兼総務課長 渡 部 洋 之
学校教育部次長((併)こども部次長) 橋 本 香
生涯学習課長 宗 形 直 美
中央公民館長 渡 邊 信 幸
中央図書館長 莊 原 文 彰
美 術 館 長 菅 野 洋 人
学校管理課長 二 瓶 元 嘉
学校教育推進課長 日 下 明 彦
教育研修センター所長 難 波 和 生
総合教育支援センター指導主事 竹 之 内 貞 夫
文化スポーツ部次長兼文化振興課長 穴 戸 秀 明

書 記 岩 瀬 綾 子

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
 - 議案第 14 号 郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について
 - 議案第 15 号 令和 4 年度 6 月補正予算について
 - 議案第 16 号 郡山市語学指導外国人の任用に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第 17 号 令和 5 年度使用教科用図書の採択の方針について
- 5 そ の 他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症関連について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会令和 4 年 5 月定例会を開会いたします。
本日は、阿部教育長職務代理者が欠席であります。教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項」の規定により、本定例会は成立いたします。
なお、本日は、傍聴人はおられません。
はじめに、令和 4 年 4 月定例会の議事録の承認についてですが、何か御意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
令和 4 年 4 月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告をいたします。今月の教育長報告として、2 点報告いたします。

1点目は、令和4年5月9日に福島市におきまして、令和4年度福島県市町村教育委員会連絡協議会定期総会が開催されました。内容については資料の通りですが、令和4年度の役員選出におきまして、阿部亜巳教育長職務代理者が本協議会の副会長に選出されましたので報告いたします。

次に、今年度の最初の学校訪問について報告いたします。5月20日に緑ヶ丘中学校を訪問いたしました。理科の実験では、タブレット端末を上手に活用しながら授業に真剣に取り組んでいる姿が印象的でした。今年度も私自身の日程調整を図りながら、可能な限り多くの学校を訪問したいと考えております。

以上で、私からの報告を終わります。

教 育 長 次に、「4 議事」に入ります。本定例会には、議案第 14 号「郡山市教育委員会各審議会等委員の委嘱について」、議案第 15 号「令和 4 年度 6 月補正予算について」、議案第 16 号「郡山市語学指導外国人の任用に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第 17 号「令和 5 年度使用教科用図書の採択の方針について」、以上、4 件が提出されております。議事の「議案第 14 号」については、人事案件、「議案第 15 号」については、郡山市議会 6 月定例会への提出案件、「議案第 17 号」は、今後の方針決定にかかる案件であることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 号第 7 項」の規定に基づき、非公開にすべき案件と考えます。委員の皆様にお諮りいたします。「議案第 14 号」、「議案第 15 号」及び「議案第 17 号」の案件について、非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の 3 分の 2 以上の賛成でありますので、「議案第 14 号」、「議案第 15 号」及び「議案第 17 号」の案件につきましては、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほどの「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 御異議なしと認め、はじめに、議案第 16 号「郡山市語学指導外国人の任用に関する規則の一部を改正する規則について」の事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長

それでは、議案第 16 号「郡山市語学指導外国人の任用に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。まず、改正の背景については、語学指導外国人（A E T）を所管している学校教育推進課と、国際交流員（C I R）を所管している国際政策課が 7 月、8 月に新規招致者を迎えるにあたり、それぞれの任用規則の見直しを行ったところ、年次有給休暇の繰越日数が、市職員が 20 日であるのに対し、語学指導外国人、国際交流員は 12 日となっております。労働基準法第 39 条には、有給休暇の時効が付与日から 2 年と定められていることから、人事課と協議をしたところ、20 日の有給休暇を付与される語学指導外国人、国際交流員の繰越についても 20 日が適切であるとの回答がありました。このことに伴い、3 つの内容について改正をいたします。1 つ目は、第 10 条第 4 項の「12 日間」の規定を「20 日」に、2 つ目は、郡山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条に同様の規定があることから、第 13 条を削除、3 つ目は、第 10 条第 1 項の「20 日間」を他の規則等における表現との統一を図るため「20 日」とするものであります。説明は以上です。

教 育 長

委員の皆様、御質問等ございますか。

(なし)

教 育 長

それでは、これより採決いたします。「議案第 16 号」については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長

御異議なしと認めます。よって、「議案第 16 号」については、原案のとおり決しました。

次に、「5 その他」に入ります。(1)「新型コロナウイルス感染症関連について」、説明を求めます。

学校教育部長

新型コロナウイルス感染症関連について御説明いたします。5 月の昨日までの感染状況でございますが、児童生徒と教職員を合わせて 362 名が陽性となっております。1 日平均は 14.4 名となっております。先月は 1 日の平均が 26 名を超えておりましたので、少なくなってきております。1 日の陽性者が 1 桁の日も増えてきており、減少の傾向となっております。令和 2

年度からの感染状況を見ると、令和4年2月、3月、4月が非常に多くなっておりましたが、5月は昨日までで4月の約半分の陽性者となっております。感染経路については、その他感染経路不明が多くなってきております。

次に、5月16日に学校へ通知した資料について御説明いたします。県の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議で、5月16日から31日まで、「子どもの感染拡大防止重点対策」期間をとることが示され、本市においても、対策を継続して取り組んでおります。学級閉鎖とPCR検査につきましては、クラスの感染者が3名未満の場合でも状況により学級閉鎖を行っていましたが、5月17日以降、学級閉鎖を実施した学級において、症状のない児童生徒と担任について、全員PCR検査を実施いたしました。症状のある児童生徒については病院へ受診していただきました。6校、6学級を学級閉鎖とし、合計119名がPCR検査を実施しましたが、その内8名の約6.7パーセントが陽性となりました。いずれも無症状でありましたので、このPCR検査で、児童生徒から家庭への感染を防ぐことができました。現在は1校、1学級が明日まで学級閉鎖となっております。

また、郡山市保健所において、保護者の皆様向けに家庭内で注意することを整理した通知を、学校を通じて各家庭へ配布いたしました。家庭内での感染対策が重要であることから、各家庭の協力を得ながら引き続き児童生徒の感染防止に取り組んで参ります。

続いて、県教育委員会を通じて、文部科学省から学校生活における児童生徒のマスクの着用についての通知がありました。現在、マスク着用の必要のない場合でも、感染防止のためにマスクを着用して体育等を行っている児童生徒がおりますが、今後熱中症の危険性が高くなる時期であるため、場面によってはマスクの着用は不要である通知を各学校に配布いたしました。厚生労働省と文部科学省が作成した子どものマスク着用についてのリーフレットに従い、各学校ではマスクの着用を一律に求めているものではないということを児童生徒や保護者へ周知しながら、感染防止対策とともに、熱中症対策にも十分気を付けるよう各学校に依頼いたしました。

学校教育部からの説明は、以上でございます。

教育総務部長

続いて、学校施設の社会開放について御説明いたします。5月16日から31日までの期間については、学校施設の貸出を見合わせる決定をいたしました。背景は、4点ございます。1つ目は、県の感染拡大防止重点対策が子どもの感染拡大防止重点対策として継続されたこと、2つ目は新規陽性者数が拡大していること、3つ目は、小中学生の陽性者数に占める割合が高いこと、4つ目は、市内小中学校における部活動の時間制限が継続されたことで、

これらをふまえ、学校施設においても引き続き感染拡大を防ぐ対策が必要だと判断し、学校施設の貸出の制限を継続したものです。

これまでの経過については、令和4年1月27日以降貸出を休止しております。各学校への通知では、6月1日以降の対応について別途通知することとしておりますが、県の重点対策が延長された場合は、感染者数が減少していること、またマスク着用に対する国の方針が決定し文部科学省のガイドラインが作成されたことから見直しを行い、クラスターの発生状況を確認しながら、施設を部分的または全面的に開放するなど複数の案を作成し検討いたします。

教育総務部からの説明は、以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、御質問等ございますか。

藤 田 委 員 感染症対策と同時に児童生徒の体力向上を図る必要があるということで、屋外での活動については、そろそろ運動させたいという保護者の意見もあるかと思えます。そのような中でも感染症対策は行わなければならないと思えますので、各スポーツ少年団等においてはガイドラインを遵守し対策を徹底していると思えますが、再度団体の方と話し合いの場を設けていただいて、一方的にではなく、開放や休止の条件をすり合わせ、情報公開をすることで、不信感が募ることのないようにすることが必要だと思います。

阿 部 委 員 運動会を実施した学校があるかと思えますが、感染症対策はどのように行われたのでしょうか。

学校教育部長 各学校において、接触するような感染リスクの高い活動は避け、時間を短縮して実施いたしました。いずれの学校でも2～3時間とし、昼食は取らずに午前中で終了しております。学校によっては、校庭の広さに応じて、保護者の人数を制限して実施いたしました。

阿 部 委 員 運動会を行った学校でも、同じグラウンドで、以前はスポーツ少年団が活動していましたが最近では活動していないようです。児童生徒にとっては、体を動かすことも大切だと思いますので、基準があれば、それを遵守する団体には貸出するなど、実情に合わせて判断していただきたいと思えます。

教育総務部長 只今の委員の皆様からの御提案を受け、児童生徒の体力の向上と健康は重要であるため、関係団体と意見交換をし、前向きに検討したいと思えます。

教 育 長 その他、ございますか。

(なし)

教 育 長 次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告)

No	所 属 名	件 名
1	中央図書館	中央図書館 全面開館のお知らせについて
2	美術館	企画展「横浜美術館所蔵 日本美術院の作家たち展」について
3	学校管理課	令和4年度郡山市立学校の児童生徒数・学級数・教職員数について
4	教育研修センター	4月教職員研修講座等の実施状況について
5	文化振興課	令和4年3月16日福島県沖地震に係る文化財の被害状況について

教 育 長 各課の報告が終了しましたので、先ほど非公開としました議事の審議に入ります。本日は、傍聴人がおりませんので直ちに審議に入ります。

(「議案第14号」、「議案第15号」及び「議案第17号」の案件を非公開で審議し、全会一致で原案のとおり承認。)

教 育 長 本定例会に提出された案件は以上となります。その他、委員の皆様から御意見等ありますか。

(なし)

教 育 長 事務局から他にありますか。

(なし)

教 育 長 ないようですので、以上で郡山市教育委員会令和4年5月定例会を閉会
いたします。

終了時刻 午後3時50分